

賛助団員制度に関する提案

R4.12.4 SYG s 資料（秋本）

- 賛助団員として、賛助団費を負担する者と免除される者が想定されているが、この2つは、期待される役割が異なると思われる。
- 従来の「顧問団」は形骸化しているものの、山響の社会的な信用の確保という点では一定の意味もあったと思われる。
- こうしたことから、賛助団員を次の2種類に区別してはどうか。

- ① 寄附等を通じて資金面から山響を応援する団体等
- ② 取材、報道等を通じて広報面から山響を応援する団体等

区 分	①資金面から山響を応援する団体等	②広報面から山響を応援する団体等
名 称	「サポート団員」、「サポーター」等	「協賛団体」、「特別会員」等
趣 旨	会費納入、チケット販売等を通じた山響の財政運営に対する支援	山響の活動（定演、サマコン、巡回、ミュージアムコンサート等）の取材、報道、団体HPでの紹介等による支援
会 員	山響の目的に賛同し、その活動を応援することを希望する個人、団体等（県内・県外問わず）	公益法人、報道機関その他山響の広報に協力していただける団体等（現顧問団、山口ケーブルビジョンその他地域マスコミ等）
会 費	年12,000円	なし
手 続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望者から山響に登録申込書を提出（毎年手続） ・ 年会費の納付確認をもって登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山響から団体等に加入依頼書を送付（毎年手続） ・ 団体等から加入承諾書を山響に送付
特典等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定演招待状送付（2名入場可） ・ ホール中央付近に席を確保（個別指定ではなくゾーニング） ・ 山響HP及び定演パンフに氏名又は名称を掲載 ・ 希望者には、定演チケットを割引価格（1～2割引）で斡旋 ・ 演奏会情報や総会資料を随時提供（郵送ではなく電子メール） ・ 総会にオブザーバー参加 	